

平成29年12月14日

宗像市議会

議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会

委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第75号議案 宗像市個人情報保護条例及び宗像市情報公開条例の一部を改正する条例について

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に合わせて条例を整備するものであり、主な改正の内容は、個人情報と要配慮個人情報の定義を明確にするものである。従来の定義の範囲や運用についての変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第76号議案 宗像市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

災害対策基本法等の規定に基づき、災害応急対策、災害復旧等のために本市に派遣された職員に対し災害派遣手当等を支給するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

災害派遣手当の額については、国の基準のとおりとする。本条例の制定後は、派遣元自治体と本市が派遣協定を締結することにより、派遣された職員に災害派遣手当の支給が可能となる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第77号議案　宗像市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

雇用保険法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 非常勤任用職員の育児休業期間は、現行では原則として子が1歳に達するまで、状況に応じて、最長で子が1歳6か月に達するまでと規定されているが、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することによって、育児休業期間を最長で子が2歳に達するまで延長できるように改正するものである。
- 2 今回の改正の対象は、期限付職員のうち、一般職の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲で任用される非常勤任用職員である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第78号議案　機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

本市の組織機構の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 組織機構改編の概要
 - (1) 市民の安全安心を担う危機管理体制の強化
防災対策の強化、市民が安全で安心して生活できる環境の整備、公共交通の利便性等の向上を図るため、総務部に危機管理交通対策部長を新たに配置し、地域安全課と交通対策課を所管する。
 - (2) まちの再生を担う組織の強化
都市建設部に団地再生に係る企画及び調整、公共施設の保全や長寿命化に関する取り組みを行う都市再生課を新設する。都市再生担当部長を新たに配置し、新設する都市再生課と建築課を所管する。
 - (3) 子ども相談支援機能の一元化
教育子ども部で、現行の子ども家庭課の一部の業務と発達支援センター業務、教育政策課の一部の業務を新たに配置する子ども支援課に統合し、子どもと家庭の心配事に係る相談窓口のワンストップ化を図る。
- 2 都市戦略室は、平成25年4月に設置され、市長直轄の特命業務に迅速に取り組んできたが、一定の成果があがったことにより廃止する。廃止に伴い、秘書政策課は総務部に移管する。秘書政策課が所管していた定住施策は経営企画部の経営企画課へ、団地再生は都市建設部の都市再生課へ移管する。
- 3 経営企画部の世界遺産登録推進室は、世界遺産登録が決定し室としての目的が完了したため廃止する。市民協働環境部に新たに世界遺産課を新設し、保存係、活用係の2係体制として、世界遺産に係る史跡等の保存・活用に取り組む。
- 4 今回の改編に伴い、10部1室43課75係が、10部44課79係となる。

【意　見】

(賛成意見)

- ・状況が目まぐるしく変わる時代においては迅速な対応が必要な政策もあり、横断的に調整を行う組織が必要となるので、今後の機構改編については柔軟に対応してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第79号議案　　義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例について

宗像市立の義務教育学校を設置することに伴い、関係条例の一部を改正又は廃止するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市立義務教育学校の設置等に関する基本方針に基づき、新たに大島に義務教育学校を設置することとなったため、7つの条例の一部改正と1つの条例の廃止を行うもの。
- 2 主な改正内容は、各例規中の「小中学校」等の規定に、「義務教育学校」を加えるもの、大島小・中学校の名称が規定された部分を新校名に変更するもの、大島小・中学校の給食の調理場が「共同調理場」ではなくなることによるものである。
- 3 本市で平成18年度から実施してきた小中一貫教育をベースにして、子どもたちにとって最も大切なことは何なのかを考え、それを実行するために、大島小・中学校を義務教育学校とするものである。義務教育学校を設置することにより、地域の実情に応じて、学習指導要領の枠組みを超えた教育の実施等に柔軟に対応できるようになる。また教職員の定数については、義務教育諸学校の標準定数を定める国の法律に基づき、学級数に応じて決定する。義務教育学校に移行することにより校長は1人になるが、これに伴う教職員の定数の削減はない。
- 4 平成30年4月からの義務教育学校の設置に向け、昨年度2月に総合教育会議で義務教育学校の制度説明を行い、その後、先進地視察、調査研究プロジェクト会議の開催、基本方針の策定、大島小・中学校教職員、大島小・中学校拡大運営評議委員会への基本方針の説明、大島小・中学校保護者・地域説明会、設置検討委員会の開催、各部会での協議等の取り組みを行ってきた。来年1月に第2回設置検討委員会を開催、2月の大島小・中学校保護者・地域説明会で最終報告を行う予定である。

【意　見】

(賛成意見)

- ・市の教育は変革の時を迎えており、この時を逸することなく、義務教育学校の大島学園を全国に発信し、大島の教育を受けさせたいと思われるような特色ある学園にしてほしい。
- ・義務教育学校を導入するに当たり、教員免許の認定講習を受講することによる教職員の負担増加、校舎の一体化など課題が多くある。今回は大島に限り認めるが、市内の他の学校に導入する場合は、慎重に進めるべきである。
- ・義務教育学校の導入が、より良い教育の機会の提供につながるのであれば応援するが、目指す子ども像をどう設定するかが重要である。大島への移住者も含め、住民が主体的に教育のカリキュラム作成に入っていくよう、一体となって義務教育学校をつくりあげてほしい。

(反対意見)

- ・小中一貫教育の真摯な総括がないまま、義務教育学校の設置をすることには問題がある。また、目指す子ども像をどう設定するのかという点も議論が必要である。学校を中心とした教育に関心が高い大島だからこそ、住民が本当に納得するまで、粘り強く説明をする等の手立てを惜しみなく行うべきであり、来年4月の施行は時期尚早である。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

【付帯決議案の提案】

本議案に対して委員から下記のとおり付帯決議案が提案された。

付帯決議（案）

大島小学校・中学校が小中一貫教育から義務教育学校に移行するに当たっては、大島島民の皆様に対して十分な説明を行い、理解を深めていただくことが不可欠である。

大島小学校・中学校は、島民の絆の中心的な役割を果たしてきた学校であり、義務教育学校として教育環境を向上させるためには、これまでと同様に島民全体で支えていく必要がある。

よって行政においては、義務教育学校に移行するに当たり、次の事項を実施すること。

- (1) 1月に予定されている設置検討委員会の前までに、保護者や地域の方の不安を払拭するため、さらなる説明会の開催などにより島民全体に丁寧な説明責任を果たすこと。
- (2) 義務教育学校設置後においても、保護者・地域の意見を聞く場を設けて、学校運営に反映させること。

【審査結果】

委員会は、付帯決議案については賛成多数で可決した。